

## 別紙 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、志波姫公民館施設の管理運営の業務（以下単に「管理業務」という。）を行うに当たって取り扱う個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように、その取扱いを適正に行わなければならない。

#### (個人情報保護規程の制定等)

第2 乙は、管理業務に係る個人情報の適正な取扱いに資するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨に即して、保有、利用、提供及び適正管理等のほか、開示、訂正、利用停止の申出等に関して必要な事項を定めた規程を制定しなければならない。

2 乙は、前項の規定により規程を制定した場合は、甲に報告しなければならない。その規程を変更した場合も同様とする。

#### (秘密の保持)

第3 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

#### (個人情報管理者等)

第4 乙は、管理業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び管理業務に従事する者（以下「管理業務従事者」という。）を定めなければならない。

#### (作業場所の特定)

第5 乙は、個人情報の取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

#### (個人番号の持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第7 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

#### (個人情報の消去等)

第8 乙は、管理業務の目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去の措置を講じなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、乙以外の者に志波姫公民館施設の管理者が交代したときは、その保有する個人情報について、甲が指示する方法により速やかに、かつ、確実に引き継ぐものとする。

#### (従事者等への教育研修等)

第9 乙は、個人情報管理者及び管理業務従事者に対して、在職中及び退職後においても、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な教育研修の実施その他適切な監督を行わなければならない。

(委託等の禁止)

第10 乙は、管理業務に係る個人情報の取扱いを含む業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託するときは、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第11 乙は、管理業務に係る個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(体制の整備)

第12 乙は、当該特記事項に規定する個人情報の安全管理措置を適切に行うため、必要な管理及び措置を行わせるなど、必要な体制を整備しなければならない。

(実地調査)

第13 甲は、乙が管理業務で取り扱う個人情報の利用、管理その他の取扱い状況等について、必要に応じ、実地に調査することができる。

(指示及び報告)

第14 甲は、乙が管理業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

**【留意事項】**

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は指定管理者をいう。

注2 特記事項に掲げる事項を協定書中に記載すること及び必要に応じた加除修正を加えることを妨げない。また、協定書に規定された他の項目で、特記事項の規定と同様の効果が得られるときも同様とする。

注3 特記事項に違反した場合の損害賠償等については、通常は協定書に盛り込まれるものであるため、特記事項中には掲げていないが、協定書において措置されていない場合には、措置する必要がある。